

# 第1章 業務の概況

## 庶 務 課

この第8集は、昭和30年における試験検査及び生産の成績、他所務の概要を纏めてこれを年報とし、また、第7集発行以後において完成し、或は中央又は地方の学会等に発表した所員の調査研究のうち、さきに「特報5」として刊行した北海道各地に発生したボトリヌス中毒に関する特集第3報を除いた22篇を収録したものである。

### 1 食糧栄養研究所の合併

従来、衛生部関係の道立の試験研究機関としては、本衛生研究所の外に札幌市内に食糧栄養研究所を置き、食糧の利用、栄養及び食生活の改善に関する調査研究並びに指導を行うことを目的としていたのであるが、これ等の業務は衛研の所掌事項と重複する部分が多く、自然両者の間における畛域が、兎角明確を欠いていたのが否めない実情であつた。

たまたま、財政再建の必要に迫られた道では、経費の緊縮並びに行政機構改善の趣旨から、部課の廃合を行うとともに附属機関の整理統合をも行つたが、その際、保健衛生に関する試験研究機関については、前記の食糧栄養研究所を廃止してこれを衛生研究所に吸収統合することとなり、昭和30年9月1日をもつてこれを実施し、もつて施設の一元化を図つた訳である。

この実施に伴い従来5分課であつた本研究所に食糧栄養学科を新設して6分課とし、その科は従来の食研の庁舎及び設備をそのまま使用することになつたので、その庁舎を北海道立衛生研究所分室と呼ぶことにした。

これに関する条例、その他の改正規定は、次のとおりである。

○北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例 昭和30年9月1日  
北海道条例第63号

北海道立衛生研究所条例（昭和24年北海道条例第56号）の一部を、次のように改正する。

第1条中「試験、研究及び検査」を「試験、調査、研究、指導及び検査」に改める。

第2条中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- 5 食糧の利用に関する試験及び調査研究
- 6 栄養に関する試験及び調査研究
- 7 食生活の利用に関する調査研究及び指導

第6条中「試験又は検査」を「試験、検査及び食糧品の分析、鑑定」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 北海道立食糧栄養研究所条例（昭和24年北海道条例第85号）は廃止する。
- 3 北海道委託衛生試験条例（昭和24年北海道条例第45号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「試験」の下に「分析及び鑑定（以下「試験」という。）」を加える。

別表中第4の手数料の欄中「千円以内」を「二千円以内」に改め、同第4を第6とし、以下

順次繰り下げ、第3の次に次の2を加える。

第4	清涼飲料水及び保存飲料水	1,000円以内
第5	酒 精 飲 料	同

○北海道立衛生研究所処務規程の一部改正 昭和30年9月1日  
北海道訓令第57号

衛生部 道立衛生研究所

北海道立衛生研究所処務規程（昭和24年北海道訓令第87号）の一部を、次のように改正する。

第2条第1項中環境衛生学科の次に次のとおり加える。

食糧栄養学科

第4条中食品化学科の項第5号中「及び栄養」を削り、同条中環境衛生学科の項の次に次のとおり加える。

食糧栄養学科

- 1 食品の栄養的加工に関する調査
- 2 食品貯蔵に関する研究
- 3 食糧の利用に関する調査研究
- 4 栄養に関する試験研究及び指導
- 5 食糧品の分析及び鑑定
- 6 食糧経済及び道民食生活に関する調査研究
- 7 調理及び厨房科学に関する調査研究

#### 附 則

- 1 北海道立食糧栄養研究所処務規程（昭和24年北海道訓令第96号）は、廃止する。
- 2 この訓令施行の際、現に北海道立食糧栄養研究所に在勤している者は、別に辞令を發せず北海道立衛生研究所に引き続き在勤を命ぜられたものとする。

○北海道立衛生研究所処務細則の一部改正 昭和30年9月1日  
30衛研第2,000号

北海道立衛生研究所処務細則（昭和29年衛研第877号）の一部を、次のように改正する。

第2条第3項中食品化学係の部第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 食糧栄養学科に食糧加工係、栄養化学係及び食生活係を置き、その所掌事項を左のとおりとする。

食糧加工係

- 1 食品の栄養的加工の試験研究に関すること。
- 2 食品貯蔵の試験研究に関すること。
- 3 食糧利用の試験研究に関すること。

栄養化学係

- 1 栄養の化学的試験研究に関すること。
- 2 その他食糧品の試験研究に関すること。

食生活係

- 1 道民の食生活及び食糧経済の調査及び研究に関すること。
- 2 調理及び厨房科学の試験研究に関すること。
- 3 食糧栄養の指導に関すること。

第2条の次に次の1条を加える。

(分 室)

第2条の2 食糧栄養学科の業務施行の場所は、札幌市南2条西15丁目に置き、これを北海道立衛生研究分室（以下「分室」という。）と称する。

第39条の次に次の1条を加える。

第39条の2 分室における当直は、第32条及び前条の規定にかかわらず、食糧栄養学科に勤務する職員1名をこれに充て、分室における本章に規定する業務を担当させるものとする。但し、所長において必要を認められた場合は、臨時に増員し、又は他の課（科）に勤務する職員をこれに充てることがある。

## 附 則

この細則は、昭和30年9月1日から施行する。

## 2 会 議

第11回東北北海道地区衛研協議会総会は、新潟県衛生研究所の主催で、30年6月7、8の両日妙高山麓の赤倉観光ホテルで開かれた。付議の議題及び研究発表は15件であつて、そのうち当所から提出したものは次の4件であるが、会議には中村所長、小野庶務課長及び環境衛生学科の遠藤囑託が出席した。

### 議 題

衛生技術者の養成及び試験制度について

### 研 究 発 表

- 1 北海道で見られた発疹性疾患エゾ熱について
- 2 都市塵芥の堆肥化による処理法について
- 3 粉乳中のフドー球菌の問題

30年7月16日本庁の主催で当研究所講堂において道立の各種試験研究機関の連絡会議が開催された。折柄中村所長が上京不在のため岩本薬学科長が代理として出席したが、会議事項は、北海道総合開発推進上必要と認められる事項として選定された各部及び各試験機関から提出の事項につき協議打合を行つた上、今後における研究課題の考案推進及び現実に生起した問題の解決等について各機関の間における連繫を一層緊密にし、実効を挙げることを申合せた。また、農業試験場の発議により、道財政建直のため既定予算中純道費負担において更に2割以上の節減を行う意図なるやの風聞があるが、試験研究機関に対しこれ以上の減額を行われるような事があつては、業務の運転が出来ないから、試験研究機関については、節減の対象から除外するよう知事に陳情することに申合せ、各機関連名で陳情書を提出した。

10月5日、即ち山形県主催で北海道東北7県地方公衆衛生学会開催の前日を期して、山形県衛生研究所の主催で第12回東北北海道地区衛研協議会を開催されたので、中村所長及び小野庶務課

長の2名が出席し、中村所長から、日本衛生検査協会の現況について東京における同会幹部の活動状況、特に歯科技工士の公的資格獲得に影響された本会の運動方針及び臨床病理学会との折衝、札幌での緒方富雄教授との会談の様態等を報告した上、各所長の意見を聞き、又今夏各地方に発生した食中毒についての総合的所見について意見を交換した。

10月21, 22の両日京都府衛生研究所の主催で第6回地研全国協議会が開催されたので、中村所長、小野庶務課長及び小山環境衛生学科長の3名が出席したが、各衛研提出の議題は、25件で、研究発表は12件の多きに及んだ。当所からは次の2議題を提出し、また1の研究発表を行った。

#### 議 題

- 1 地方衛生研究所の法制化について
- 2 衛生検査技術者の公的資格獲得について

#### 研 究 発 表

泥炭地帯飲料水改善に関する研究—簡易濾過槽による浄化効果の検討

31年2月23, 24の両日厚生省の主催で、全国地方衛生研究所長会議が開催され、中村所長、小野庶務課長及び中根食品化学科長の3名が出席した。議題は本省各関係課の要望事項6件、国立公衆衛生院、予研、衛試、栄養研究所等の試験機関6ヶ所からの連絡事項13件及び地研提案事項27件であつて、当所からは衛生検査技術法案の提出促進方について提案した。

また、30年6月4日日本衛生検査協会の主催で、長野県松本市信州大学文理学部講堂において第4回日本衛生検査学会が開催されたので、当所からは中村所長及び大屋、松崎の両技師が出席し、中村所長はリケツチアについてシンポジウムを行い、また大屋技師は赤痢菌の変異に関する研究—特に抗原の被凝集性変化について研究発表を行った。

### 3 職 員 研 修 会

27年6月創始以来引き続き実施している職員研修会は、本年4月をもつて50回に達したが、前号に掲載した以後の開催状況は次のとおりである。

第41回 昭和30年8月18日

- 1 水産食品の腐敗について 安藤芳明技師
- 2 嫌気性菌のアミノ酸代謝について (文献紹介) 井上技師

第42回 昭和30年9月28日

小笠原技師が本庁及び厚生省からアメリカに出張を命ぜられ、滞米中フィルムに収めた彼の地の天然色写真を幻灯によつて映写し解説を加えた。

第43回 昭和30年10月13日

- 1 東北北海道地区衛研協議会第12回総会及び北海道東北7県連合公衆衛生学会に出席して  
中村所長
- 2 アメリカの印象 小笠原技師

第44回 昭和30年11月14日

- 第1回日本ウイルス学会東日本支部総会に出席して 桜田技師

第45回 昭和30年12月22日

1 農薬（有機水銀製剤）による中毒事故2例について 岩本薬学科長

2 横浜東京出張見聞談 中村所長

第46回 昭和31年1月19日

1 繊維素の分解について 中根食品化学科長

2 結核菌の病原性に関する新しい考え方 飯田疫学科長

3 横浜，東京出張見聞談（その2） 中村所長

第47回 昭和31年2月17日

1 有機製剤に関する研究（第2報） 多賀技師

2 口角炎とビタミン B<sub>2</sub> について 川端技師

第48回 昭和31年3月8日

厚生省主催全国衛生研究所長会議の状況その他 中村所長

第49回 昭和31年3月22日

1 イカ食中毒研究の現況 安藤芳明技師

2 大腸菌のアルギン酸分解酵素に関する研究 井上技師

第50回 昭和31年4月20日

1 日本細菌学会に出席して 熊谷技師

2 日本薬学会に出席して 岩本薬学科長

#### 4 職員組織及び人事異動等

本研究所の創設当初から昨年9月食研が統合されるまでの間において、職員定数の最も多かつた時代は、総数51人（吏員26，その他23）であつた。しかるに、経費節減のための一般方針によつて、両度に及んで減員を行われたため、一面本庁直接の取扱に属していた食品衛生法による試験検査及び薬事法による業務の技術面を、本所に移管の際において吏員3人及び衛生動物の分布、生態、被害状況、駆除方法に関する調査研究強化のため環境衛生学科の陣容拡充に伴い吏員2人の増員を見たにもかかわらず、29年7月においては却つて47人（吏員32，その他15）に減少を見たので

職員配置定員及び現員

区 分	人 員	配 置 定 員			現 員					
		吏 員	そ の 他	計	吏 員	そ の 他	常 勤 兼 務 者	準 職 員	臨 時 職 員	計
所 長		1	—	1	1	—	—	—	—	1
庶 務 課		4	10	14	4	10	—	1	1	16
疫 学 科		9	3	12	9	3	—	3	6	21
薬 学 科		5	—	5	5	—	1	1	—	7
食 品 化 学 科		6	2	8	6	2	—	—	2	10
環 境 衛 生 学 科		7	—	7	7	—	2	—	1	10
食 糧 栄 養 学 科		6	3	9	6	3	—	1	1	11
合 計		38	18	56	38	18	3	6	11	76

注 現員中「常勤兼務者」は、本庁衛生部からの兼務者で本所に常勤している者であり、また「準職員」及び「臨時職員」は、いずれも定員外のものである。

ある。その後 30 年 9 月食研の合併に伴い吏員 6 人、その他 3 人、計 9 人の増加を見たので、結局現在においては吏員 38 人、その他 18 人、合計 56 人となつた訳である。

本年 7 月 1 日現在における分課別の配置定員及び現員は、次のとおりである。

道では、前年末に近づいて職員の新陳代謝を促進することによつて、職員配置の合理化及び行政機能の強化を図り、あわせて道財政再建の一端に資そうとする方針を定め、主として高齢及び高給職員の隠退を促進することになつたので、これ等の対象者に対しその趣旨を伝えた結果、本所においては、本年 1 月から 3 月までの間において吏員 (2 級技師)、嘱託員、傭人、準職員及び臨時職員のうちから各 1 名、合計 5 名の勇退を見たが、この措置は、地方公務員法に抵触しない便宜の方法として対象者の納得のもとに行われたものであることは勿論である。

また、食品衛生科長技師栗城篤治は、郷里福島県下に帰国のため 30 年 8 月 16 日をもつて退職し、その後任として北海道大学農学部助教在職の文部教官中根正行が、10 月 1 日附をもつて北海道技術吏員に任命され、食品衛生科長を命ぜられた。

昨年 1 月 20 日附をもつて厚生省から食品衛生調査会臨時委員を委嘱され、アメリカ合衆国へ出張を命ぜられた食品化学科勤務の小笠原技師は、道からも同様出張命令を受け 1 月 23 日札幌出発、同 27 日羽田空港を發して同月 30 日ルイジアナ州ニューオリンズ市に到着、以来同地にあつて米国側の要望による米についての技術援助に従事していたが、8 月 22 日空路羽田に帰着、同 26 日帰庁した。

## 5 予算及び決算

昭和 31 年度における歳出予算及びその特定財源の見積額並びに 29 年度及び 30 年度における歳出決算、同歳入決算額は、次のとおりである。

30 年度の決算において、食研の合併により新たに食生活改善費の費目が加わつたにもかかわらず

昭和 31 年度歳出予算及び特定財源見込額

事業名 費目及び収入	本所費	疫学 検査費	細菌 検査費	化学 検査費	食生活 改善費	診断用製 剤製造費	調査 研究費	合計
旅費	756,200	462,000	232,000	833,000	204,000	180,000	100,000	2,767,200
職員手当	464,000	—	—	—	—	—	—	464,000
賃金	395,700	523,200	—	510,400	331,500	204,100	—	1,964,900
消耗品費	839,600	963,000	258,000	1,845,900	263,500	811,900	350,000	5,331,900
燃料費	600,000	—	—	—	—	—	—	600,000
食糧費	109,000	32,000	35,000	32,000	32,000	42,000	—	282,000
印刷製本費	400,000	—	—	—	—	—	—	400,000
光熱水費	570,000	—	—	—	—	—	—	570,000
通信運搬費	205,000	—	—	—	—	24,000	—	229,000
借料及び損料	29,600	—	—	—	—	—	—	29,600
修繕料	515,500	120,000	50,000	182,200	24,000	36,000	—	927,700
備品費	400,000	192,800	200,000	477,500	55,000	—	—	1,325,300
原材料費	—	55,000	125,000	35,000	—	50,000	50,000	315,000
合計	5,284,600	2,348,000	900,000	3,916,000	910,000	1,348,000	500,000	15,206,600
特定財源	—	2,935,000	—	1,420,000	60,000	1,685,000	—	6,100,000

決算総額において前年度に比し却つて約 94 万円の減少を示しているのは、前年度においては備品費、修繕料及び原材料費において臨時的に多額の支出を要したためであつて、決して事業内容の低下を意味するものではない。

昭和 29 年度 歳出 決算

事業別 決算額	本所費	疫学 検査費	化学 検査費	診断用製 剤製造費	調 査 費 研 究 費	計
旅 費	843,645	591,810	699,055	200,090	205,754	2,540,354
職 員 手 当	363,992	—	—	—	—	363,992
雑 手 当	215,960	227,100	77,900	77,900	—	598,860
賃 金	112,000	133,996	295,452	—	—	541,448
消 耗 品 費	1,118,436	754,686	1,133,322	263,195	145,633	3,415,272
隣 料 費	432,230	49,670	—	—	—	481,900
食 糧 費	79,010	—	20,000	29,400	17,910	146,320
印 刷 製 本 費	375,725	—	—	—	—	375,725
光 熱 水 費	399,245	—	—	—	—	399,245
通 信 運 搬 費	124,654	—	19,910	—	3,794	148,358
借 料 及 び 損 料	13,500	—	—	—	—	13,500
修 繕 料	564,331	143,540	249,489	135,621	18,924	1,111,905
工 事 請 負 費	17,000	—	—	—	—	17,000
備 品 費	440,800	2,386,200	813,800	110,450	51,410	3,802,660
原 材 料 費	—	91,600	77,991	142,880	49,615	362,086
原 担 金、補 助 及 び 交 付 金	5,000	—	—	—	—	5,000
合 計	5,105,528	4,378,602	3,386,919	959,536	493,040	14,323,625

昭和 30 年度 歳出 決算

事業別 決算額	本所費	疫学 検査費	化学 検査費	診断用製 剤製造費	調 査 費 研 究 費	細 菌 査 査 費	食生活 改善費	計
旅 費	560,313	615,970	852,490	109,410	50,000	131,470	78,620	2,398,273
職 員 手 当	363,988	—	—	—	—	—	—	363,988
雑 手 当	200,205	220,587	46,125	—	—	—	144,973	611,890
賃 金	108,580	252,408	264,655	177,045	—	—	53,955	856,643
消 耗 品 費	678,582	1,265,191	1,718,939	572,987	249,943	321,905	232,614	5,040,161
燃 料 費	441,170	24,960	—	—	—	—	113,520	579,650
食 糧 費	54,990	58,850	—	36,100	—	34,860	—	184,800
印 刷 製 本 費	280,050	—	—	—	—	—	54,200	334,250
光 熱 水 費	359,953	—	—	—	—	—	160,618	520,571
通 信 運 搬 費	119,070	—	18,990	17,440	—	—	47,632	203,132
借 料 及 び 損 料	17,620	—	—	—	—	—	5,202	22,822
修 繕 料	268,599	150,658	140,100	3,280	—	86,000	72,717	721,354
備 品 費	66,720	426,380	175,240	19,900	—	670,000	—	1,358,240
原 材 料 費	—	76,880	33,450	49,350	—	24,200	4,800	188,680
合 計	3,519,840	3,091,884	3,249,989	985,512	299,943	1,268,435	968,851	13,384,454

昭和 29 年度，昭和 30 年度歳入決算

収入科目	29年度			30年度		
	調定額	収入済額	収入未済額	調定額	収入済額	収入未済額
普通財産収入	13,800	13,800	—	22,670	22,670	—
化学検査手数料	1,024,500	1,013,500	11,000	1,160,020	1,149,020	11,000
疫学検査手数料	2,001,060	1,936,708	64,352	2,912,980	2,894,680	18,300
薬品売払代金	409,064	326,438	82,626	1,205,200	910,334	294,866
不用品売払代金	209,120	209,120	—	1,500	1,500	—
雑入	114,550	114,550	—	157,978	157,978	—
恩給納付金	124,068	124,068	—	136,284	136,284	—
計	3,896,162	3,738,184	157,978	5,596,632	5,272,466	324,166

疫 学 科

検査業務

検査件数は，細菌検査，血清検査ともに昭和 29 年度に比べて増加している。

その内訳は，腸内細菌の総件数は 32,000 件に達し（昭和 29 年度 17,500 件），Salmonella, Shigella を始め Paracoln, 病原性大腸菌についても詳細な検索を行つている。Shigella は品型別に見ると Sh. flex, 2 a が最も多く，次で 2 b, 3 a, Sh. sonnei, 1 b の順序になり，昨年度に比較すると Sh. glex, 2 b 及び Sh. sonnei の増加が目立っている。

血清検査の大部分を占めるのは梅毒血清検査で，総件数 82,700 件（昭和 29 年度 74,700 件）に達し，道立血液銀行を始め市内医院，診療所，治療院からの依頼も増加して多数に上つている。また全道保健所において異常反応を呈する血清などの再検査も屢々依頼される。現在ガラス板法，凝集法及び緒方法の 3 法を併せ行つている。

ウイルス・リケツチア係では Inflnzena 及びエゾ熱の血清検査が多く，その他疑似痘瘡，疑似日本脳炎等の診断のもとに送付されてくる血清，その他の病的材料につき出来得る限り精密な検索を行つている。

インフルエンザは，本年度冬季の気候が例年に比して比較的順調であつたためか大した流行を見なかつたので，その検査数もそれほど多くなかつたが，それでも本科の検査成績によつて各地の住民に安堵感を与えたことと信じている。又，札幌市の 1 医院の看護婦に発生した 1 例の疑似天然痘は，細菌学的診断検査で陰性であつたが，他に感染例を見ずに終り，あくまで疑似であつたことは研究室検査の信頼度をたかめたとされる。

調査研究

1 ボトリヌス E 型中毒に関する調査研究

昭和 30 年本道においては 4 例のボトリヌス E 型中毒が発生した。即ち 7 月下旬には北見市常呂において鱒の「筋子」による本中毒が発生し，原因食品は残存していなかつたが，患者糞便からボトリヌス E 型菌を分離することに成功した。次で 10 月中旬小樽市において，また同月下旬には厚